



令和6年3月26日
物流・自動車局自動車整備課

自動車整備士を中心とした魅力ある職場づくりを推進します！！

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定～

国土交通省は、自動車整備士をはじめとする人を中心とした魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりに向けたガイドラインを策定・公表し、整備事業者に対し働く環境や処遇の改善等を促すことにより、人材定着・育成を後押しします。

自動車整備業では、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、整備技術の高度化などに適切に対応するため、整備士をはじめとする整備要員の定着・育成を進めていくことが重要です。

このため、国土交通省は、自動車整備士にとって魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりのため、自動車整備士や関係業界の意見を踏まえ、整備事業者が取り組むべき内容をまとめたガイドラインを策定・公表します。

今後は、本ガイドラインをより多くの整備事業者に活用していただけるよう、関係団体と連携を図りながら、周知・啓発を進めます。

<本ガイドラインの内容（概要）>

4つの要素	整備事業者において実施することが望ましい取り組みの例
働き方・労働条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ フレックス勤務・時差出勤等による勤務シフトの柔軟化 ■ 女性用作業機械等の設備機器の充実、産後の復職研修制度の充実
人間関係・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ コミュニケーション能力評価等による風通しの良い意思疎通文化の醸成 ■ システムの活用等による社内での作業進捗の見える化
人材開発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 等級制度・研修制度等による多様なキャリアアップの支援の提供 ■ 新技術対応の整備器具導入等による知識・技能向上のための環境整備
待遇（働く価値）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格・役職手当の支給等による個人の能力に応じた報酬の支給 ■ 顧客の声を知る等による社会貢献を実感できる機会を提供

※ガイドライン等は、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

別添1：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（本文）

別添2：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（概要）

別添3：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインを実践する際の参考資料（ユースケース）

（問い合わせ先）

物流・自動車局自動車整備課 東海、浅野、田所
代表：03-5253-8111（内線 42426、42429）
直通：03-5253-8589